

福岡県私立専修学校設置認可審査基準新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>（校長の資格）</p> <p>第3条（略）</p> <p>3 常勤ではない兼務校長を置く専修学校については、校長に代わって職務を遂行できる<u>基幹教員</u>を配置することを要するものとする。</p> <p>（教員数）</p> <p>第4条 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。）第39条に規定する教員数については、次の各号によることとする。</p> <p>（1）<u>基幹教員</u>は、同時に授業を行う学級数以上の数を確保するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>附則 この取扱基準は、平成6年10月1日から施行する。</p> <p>附則 この取扱基準は、平成13年5月7日から施行する。</p> <p>附則 この取扱基準は、平成18年9月1日から施行する。</p> <p>附則 この取扱基準は、平成19年12月26日から施行する。</p> <p>附則 この審査基準は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この審査基準は、令和3年1月21日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この審査基準は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>（校長の資格）</p> <p>第3条（略）</p> <p>3 常勤ではない兼務校長を置く専修学校については、校長に代わって職務を遂行できる<u>専任の教員</u>を配置することを要するものとする。</p> <p>（教員数）</p> <p>第4条 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。）第39条に規定する教員数については、次の各号によることとする。</p> <p>（1）<u>専任教員</u>は、同時に授業を行う学級数以上の数を確保するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>附則 この取扱基準は、平成6年10月1日から施行する。</p> <p>附則 この取扱基準は、平成13年5月7日から施行する。</p> <p>附則 この取扱基準は、平成18年9月1日から施行する。</p> <p>附則 この取扱基準は、平成19年12月26日から施行する。</p> <p>附則 この審査基準は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この審査基準は、令和3年1月21日から施行する。</p>